

鹿嶋市告示第37号

令和3年度鹿嶋市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を次のように定める。

令和3年 3月31日

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

令和3年度鹿嶋市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、鹿嶋市における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関（以下「適用部署」という。）が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち物品等の調達が可能な施設とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等

【障害福祉サービス事業所等】

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援，就労継続支援，生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

【企業等】

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく特例子会社

イ 重度障がい者多数雇用事業所（※いずれの条件も満たす事業所）

※障がい者の雇用者数が5人以上

※障がい者の割合が従業員の20パーセント以上

※障がい者に占める重度障がい者の割合が30パーセント以上

(3) 在宅就業障がい者

【在宅就業障がい者等】

ア 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業者に対する支援の業務等を行う団体）

4 調達の対象品目及び目標額

市が障がい者就労施設等から調達する対象品目及びその目標額は、次のとおりとする。（販売場所の提供等により、市が間接的に便宜供与した場合の売上げについても対象とする。）

（単位：千円）

対象品目	令和3年度調達目標額
物品 （消耗品・印刷・記念品等）	500
役務 （清掃・維持管理・会議録等）	

5 調達の実施

障がい者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、鹿嶋市財務規則（昭和60年規則第6号）第139条に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に基づく随意契約により契約を締結するものとする。

6 調達の推進方法

(1) 市は、障がい者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、適用部署に対し障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。

(2) 障がい者就労施設等への優先調達に当たっては、所管するイベント、キャンペーン等での啓発用品や記念品、軽食の活用なども含め発注可能な物品等を適用部署において十分検討していく。

(3) 必要に応じて、共同受注窓口の機能を有する茨城県共同受発注センターを活用し、発注内容を複数の障がい者就労施設等に対応することにより、施設等への発注の機会の拡大に努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) この方針に基づく調達実績は、翌年度に概要を取りまとめ、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (3) 調達実績の公表に当たっては、鹿嶋市地域自立支援協議会において、実績の評価と課題の分析を行うとともに、次年度の調達方針に反映していく。

8 公契約における障がい者の就労を促進するための措置

物品等の調達のほか、市が締結する契約において、障がい者である労働者を雇用している事業者に対する優先的な取扱い等の実効性について検討するものとする。

9 当該調達方針に基づく担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部生活福祉課とする。ただし、公契約に関する窓口は、総務部総務課契約検査室とする。

10 その他

- (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センター及び中小企業に十分配慮するものとする。
- (2) 物品等の発注は可能な限り計画的なものとするとともに、障がい者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。
- (3) 市と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方や補助金等の交付先等に対し、障がい者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求めるものとする。
- (4) 市内の企業や市民に対して、障がい者就労施設等からの物品の購入等が推進できるよう、市のホームページ等を活用した広報に努めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。